



平成 23 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社CSK
 代表者名 代表取締役社長 中西 毅
 (コード：9737、東証第 1 部)
 問合せ先 広報・IR 部長 町田 啓一
 (TEL. 03-6438-3055)

住友商事株式会社及び住商情報システム株式会社による
 当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、住友商事株式会社（コード番号：8053 東証第 1 部、以下「住友商事」といいます。）及び住商情報システム株式会社（コード番号：9719 東証第 1 部、以下「住商情報システム」といい、住友商事と住商情報システムを総称して「公開買付者ら」といいます。）による当社が発行する株式等に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、後記のとおり賛同の意見を表明すること、及び、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様の判断に委ねることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 住友商事の概要

(平成 23 年 2 月 24 日現在)

(1) 商 号	住友商事株式会社	
(2) 事 業 内 容	総合商社	
(3) 設 立 年 月 日	大正 8 年 12 月 24 日	
(4) 本 店 所 在 地	東京都中央区晴海一丁目 8 番 11 号	
(5) 代表者の役職・氏名	取締役社長 加藤 進	
(6) 資 本 金	219,278 百万円 (平成 22 年 12 月 31 日現在)	
(7) 大株主及び持株比率 (平成 22 年 9 月 30 日)	日本トラスティ・サービス信託銀行 (信託口)	6.93%
	日本マスタートラスト信託銀行 (信託口)	6.74%
	LIBERTY PROGRAMMING JAPAN, INC. (常任代理人 JP モルガン証券)	3.65%
	日本トラスティ・サービス信託銀行 (信託口 9)	2.91%
	三井住友海上火災保険	2.66%
	住友生命保険	2.47%
	住友金属工業	1.54%
	日本トラスティ・サービス信託銀行 (信託口 4)	1.52%
	SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行)	1.48%
日本生命保険	1.32%	

(8) 買付者と当社との関係等	資 本 関 係	住友商事と当社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、住友商事の関係者及び関係会社と当社との関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人 的 関 係	当社の取締役である山崎弘之氏は住友商事及びその子会社である住商情報システムの従業員です。この他、住友商事の関係者及び関係会社と当社との関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取 引 関 係	住友商事と当社との間には、記載すべき取引関係はありません。住友商事の子会社である住商情報システムと当社との間には、年間数億円程度の取引はございますが重要な取引関係はありません。この他、住友商事の関係者及び関係会社と当社との関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への 該当状況	住友商事と当社は、関連当事者には該当しません。また、住友商事と当社との関係者及び関係会社は、関連当事者には該当しません。

(2) 住商情報システムの概要

(平成 23 年 2 月 24 日現在)

(1) 商 号	住商情報システム株式会社	
(2) 事 業 内 容	情報システムの構築・運用サービスの提供及びパッケージソフトウェア・ハードウェアの販売	
(3) 設 立 年 月 日	昭和 44 年 10 月 25 日	
(4) 本 店 所 在 地	東京都中央区晴海一丁目 8 番 12 号	
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 中井戸 信英	
(6) 資 本 金	21,152 百万円 (平成 22 年 12 月 31 日現在)	
(7) 大株主及び持株比率 (平成 22 年 9 月 30 日現在)	住友商事株式会社	55.73%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3.78%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2.17%
	株式会社アルゴグラフィックス	1.87%
	住商情報システム従業員持株会	1.77%
	HSBC BANK PLC - CLIENTS UK TAX TREATY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	0.99%
	NIPPONVEST (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行決済事業部)	0.95%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	0.92%
	資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	0.87%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 9)	0.83%	
(8) 買付者と当社との関係等	資 本 関 係	住商情報システムと当社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、住商情報システムの関係者及び関係会社と当社との関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人 的 関 係	当社の取締役である山崎弘之氏は住商情報システム及びその親会社である住友商事の従業員です。この他、住商情報システムの関係者及び関係会社と当社との関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。

	取引関係	住商情報システムと当社との間には、年間数億円程度の取引はございますが重要な取引関係はありません。また、住商情報システムの関係者及び関係会社と当社との関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	住商情報システムと当社は、関連当事者には該当しません。また、住商情報システムと当社との関係者及び関係会社は、関連当事者には該当しません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、平成23年2月24日開催の取締役会において、公開買付者らによる当社株式等に対する本公開買付けについて、後記に記載の根拠及び理由に基づき賛同の意見を表明すること、及び、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。なお、上記取締役会決議は、後記「(5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の中の「②利害関係のない取締役及び監査役全員による承認」に記載された方法により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

公開買付者らが本日公表した添付資料（「株式会社CSK株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」。以下「添付資料」といいます。）によれば、公開買付者らは、平成23年2月24日開催のそれぞれの取締役会において、合同会社ACAインベストメンツ（以下「ACA I」といいます。）が保有している当社の普通株式（平成23年2月24日現在保有している当社の普通株式（45,457,300株）に、第6回新株予約権（以下に定義します。）の行使と引き換えに交付される当社の普通株式（24,000,000株）を加えた69,457,300株（以下「ACA I 応募合意普通株式」といいます。）、F種優先株式（以下に定義します。）（5,000株）及び第7回新株予約権（以下に定義します。）（240,000個）（以下「ACA I 応募合意株式等」と総称します。）を取得することを目的として、公開買付者らが共同して本公開買付けを実施することを決議したとのことです。本公開買付けは、ACA Iに本応募契約（以下に定義します。）上の重要な表明保証違反や義務違反がないこと、当社又はその重要な子会社の財政状態、経営成績又はキャッシュフローに重大な悪影響を与える事由又は事象が生じていないこと等、本応募契約に定められる所定の事項を条件として開始されるとのことです。

添付資料によれば、住友商事は子会社である住商情報システムの事業基盤強化を通じて、戦略的事業分野であるITサービス事業での競争力強化と住友商事グループの情報インフラの一層の高度化を図ることにより、その企業価値を向上させることを目的として、また、住商情報システムは本公開買付け終了後に予定されている住商情報システムと株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第1部に上場している当社との間の合併（以下「本合併」といい、本公開買付けと本合併を総称して「本取引」といいます。）によりITサービス業界でのリーディングカンパニーとなることでその企業価値を向上させることを目的として、ACA I 応募合意株式等を共同して取得することを決定したとのことです。

また、住商情報システムは当社との間で、住商情報システムと当社が合併することを内容とする

平成23年2月24日付合併契約（以下「本合併契約」といいます。）及び同日付統合契約（以下「本統合契約」といいます。）を締結しております。なお、本合併は、本公開買付けの成立等が条件となっております。本合併契約の内容につきましては、後記「(4)本公開買付け後の合併」並びに住商情報システム及び当社の平成23年2月24日付プレスリリース「住商情報システム株式会社と株式会社CSKの合併契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、添付資料によれば、本公開買付けにおいて買付け等をする株券等の種類は以下のとおりのことです。

① 普通株式

② 優先株式

平成21年9月8日開催の当社取締役会及び平成21年9月29日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき発行されたF種優先株式（以下「F種優先株式」といいます。）

③ 新株予約権

イ 平成21年9月8日開催の当社取締役会及び平成21年9月29日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき発行された第6回新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）

ロ 平成21年9月8日開催の当社取締役会及び平成21年9月29日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（以下「第7回新株予約権」といい、第6回新株予約権及び第7回新株予約権を「本新株予約権」と総称します。）

④ 新株予約権付社債

イ 平成15年8月18日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

ロ 平成18年7月11日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された株式会社CSK130%コールオプション条項付第7回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「第7回無担保転換社債型新株予約権付社債」といい、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債を「本新株予約権付社債」と総称します。）

(注1) 当社は、上記以外に、以下の株券等を発行しております。

イ 平成21年9月8日開催の当社取締役会及び平成21年9月29日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき発行されたA種優先株式（以下「A種優先株式」といいます。）15,000株

ロ 平成21年9月8日開催の当社取締役会及び平成21年9月29日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき発行されたB種優先株式（以下「B種優先株式」といいます。）15,000株

ハ 平成21年9月8日開催の当社取締役会及び平成21年9月29日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき発行されたE種優先株式（以下「E種優先株式」といいます。）5,000株

(注2) A種優先株式及びB種優先株式については、いずれも、住友信託銀行株式会社、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行の4社でその発行済株式の全部を所有しております。添付資料によれば、公開買付者らは、

当該株式については、本公開買付けにおいて当該株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことに同意する旨の書面を上記4社から受領しているとのことです。金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の2第5項及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第8条第5項第3号の定める全部勧誘義務の対象外とすることのできる株券等を規定した発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第5条第3項第2号に該当することにより、本公開買付けにおいて買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘は行わないとのことです。

(注3) E種優先株式については、ACA Iがその発行済株式の全部を所有しております。添付資料によれば、公開買付者らは、当該株式については、本公開買付けにおいて当該株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことに同意する旨の書面をACA Iから受領しているとのことです。法第27条の2第5項及び令第8条第5項第3号の定める全部勧誘義務の対象外とすることのできる株券等を規定した府令第5条第3項第2号に該当することにより、本公開買付けにおいて買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘は行わないとのことです。

(注4) 添付資料によれば、第6回新株予約権の行使期間は、後記「(4) 本公開買付け後の合併」に記載の本公開買付けの決済の開始日よりも前の日である平成23年3月31日に満了するため、本公開買付けにおいては、第6回新株予約権の応募の受付は行わないとのことです。第6回新株予約権は、ACA Iがその発行済新株予約権の全部を所有しており、後記「3. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項④ACA Iによる第6回新株予約権の行使」に記載のとおり、ACA Iは、行使期間満了日（平成23年3月31日）までに第6回新株予約権を行使し、当該行使により発行又は移転された当社の普通株式（24,000,000株）を本公開買付けに応募する予定とのことです。

添付資料によれば、本公開買付けは、ACA Iが保有しているACA I応募合意株式等を公開買付者らが取得するために、公開買付者らとACA Iが合意した価格により買付け等を行うものであり、上記のとおり、A種優先株式、B種優先株式及びE種優先株式については、本公開買付けの対象には含めていないとのことです。本公開買付けにおいて、ACA I応募合意株式等のうち、F種優先株式については住商情報システムが、ACA I応募合意普通株式及び第7回新株予約権については住友商事が、それぞれ買付けを行うとのことです。なお、住友商事は、本公開買付けにより第7回新株予約権を取得した場合には、本合併の効力発生日までに第7回新株予約権の全てを行使する予定とのことです。

また、添付資料によれば、ACA Iが応募の合意をしている株券等以外の株券等、すなわち、ACA I応募合意普通株式以外の当社の普通株式、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「非応募合意株券等」と総称します。）について応募があった場合には、これらについては住友商事が買付けを行うとのことです。なお、本公開買付けにおける買付け等の価格は、後記「3. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項①本公開買付けにおける買付け等の価格」に

記載のとおり、公開買付者らとA C A Iとの合意により決定した価格（2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債については、当該合意により決定した普通株式の買付け等の価格を基準としたいわゆるパリティ価格）とのことです。そして、当社の普通株式及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債のいずれについても本公開買付けに関する決定（平成23年2月24日）前の市場価格からは大幅にディスカウントした価格となっており、また、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債は償還日が平成23年9月2日であるところ額面金額から大幅にディスカウントした価格となっているため、公開買付者らは、非応募合意株券等が本公開買付けに応募されることは基本的には想定していないとのことです。そして、非応募合意株券等の応募があった場合において、本公開買付けを行った後における公開買付者らの株券等の所有割合、その他住友商事グループにおける資本政策等を総合的に検討し必要と認めた場合には、本公開買付けの買付け等の期間終了後本合併の効力発生日までの間に、住商情報システムが、本公開買付けにより住友商事が取得した非応募合意株券等に相当する株券等の一部を住友商事から取得する可能性があります。かかる場合の譲渡価格は、本公開買付けにおける買付け等の価格と同額とする予定とのことです。譲渡価格以外の条件については、本日現在具体的には決定していないとのことです。

添付資料によれば、本公開買付けにおいては、A C A I 応募合意株式等に係る株券等の数（143,457,300株、なお、当該株券等の数の計算においては、F種優先株式は、平成25年3月以降F種優先株式1株につき普通株式10,000株の交付を請求できる取得請求権（以下「F種優先株式普通株式転換請求権」といいます。）が付されているので、F種優先株式1株を10,000株として株券等の数を計算しており、また、第7回新株予約権は、新株予約権の目的である株式の数が、1個当たり普通株式100株であるので、第7回新株予約権1個を100株として株券等の数を計算しているとのことです。）を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の総数が143,457,300株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行わないとのことです（なお、F種優先株式には、F種優先株式普通株式転換請求権が付されているため、買付予定数の下限の達成を判断するにあたっては、F種優先株式1株を普通株式10,000株とみなして応募株券等の総数を計算するとのことです。また、第7回新株予約権及び本新株予約権付社債については、それぞれの新株予約権の目的である株式の数（第7回新株予約権については1個当たり100株、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については1個当たり340.425株、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債については1個当たり355.012株）を基準に、応募株券等の総数を計算するとのことです。）。添付資料によれば、公開買付者らは、A C A Iとの間で、平成23年2月24日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結しており、A C A IはA C A I 応募合意株式等を本公開買付けに応募することについて合意しているとのことです。本応募契約の内容につきましては、後記「3. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

なお、以上のとおり、本公開買付けの買付け等の価格については、公開買付者らがA C A Iとの合意により決定した価格であるとのことです。当社は、本公開買付けにおける当社普通株式、F種優先株式、第7回新株予約権、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の買付け等の価格について第三者算定機関に株式価値評価を依

頼しておらず、本公開買付けの買付け等の価格が当社の公正な株式価値を反映したものであるかどうかの独自の確認を行っておりません。

② 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社は、昭和43年に設立された独立系大手の情報サービス事業者で、昭和57年に東京証券取引所市場第2部に上場し、昭和60年には同第1部に指定されました。近年は本業である情報サービス事業に加え、証券事業や不動産事業にも進出し、多角化を進めていましたが、平成21年3月期決算において不動産証券化ビジネス等の金融サービス事業の不振で多額の損失を計上することとなりました。そして、平成21年7月にアント・コーポレートアドバイザー株式会社（現ACA株式会社）との間で結んだ基本合意に基づき、資本増強を実施の上、証券事業や不動産事業からの撤退、情報サービス事業への回帰を軸とした経営再建に取り組んで参りました。現在は、純粋持株会社であった株式会社CSKホールディングスにコア事業を吸収合併し、事業持株会社である株式会社CSKとして事業・収益基盤の拡充を図っております。

添付資料によれば、住友商事は、情報産業分野において幅広いビジネスを展開しているが、ITサービス事業では本件の共同買付者である住商情報システムを中核事業会社として位置付け、従来より同社の独立性を尊重しつつ、同社の成長に向け経営を支援してきたとのことです。

住商情報システムは、住友商事の子会社として昭和44年に設立された情報サービス事業者で、平成元年に東京証券取引所市場第2部に上場し、平成3年には同第1部に指定されました。添付資料によれば、平成17年8月には同じく住友商事の子会社であった住商エレクトロニクス株式会社と合併し、事業領域の拡充を図っているとのことです。また、当社とは、平成21年9月に業務・資本提携に向けた基本合意書を締結しています。

日本の情報サービス産業は、企業業績の改善とともに徐々に回復基調に転じるとみられているものの、マクロ経済の不透明感が依然払拭できない中、その回復はゆるやかな基調を描くと思われまます。また、中長期のトレンドは、過去の成長ステージから成熟化ステージへの移行期であり、特に国内市場においてはその傾向が強くなってきています。また、企業活動のあらゆる場面でITの活用が進むにつれて、ITサービスはその多様化・複雑化が進んできております。その一方で、各顧客企業におけるIT投資に対するニーズも、これまでの業績の確保を目的としたコスト削減のためのIT投資から、生産性の向上、そして競争優位性の確保を目的とした戦略的IT投資への取り組みが増えるとともに、企業活動のグローバル化の進展に伴って、ITシステムについてもグローバル体制の構築が強く求められる状況になってきております。

一方、競争環境については、国内ITサービス専門の企業間の競争はもとより、ITハードベンダーによるITサービス分野強化による競合、さらにはインド・中国も含めたグローバルな競争環境への対応など競争が一層激化しております。また、これら事業環境、競争環境の変化を反映した業界再編の動きも活発化することが見込まれるなど、産業構造の変化が予見される新たなステージとなりつつある状況となっております。

このような事業環境の見通しを踏まえ、住友商事は、戦略的事業分野であるITサービス事業への取組み強化、及び住友商事グループがグローバル競争を勝ち抜くために必要な情報インフラの一段の高度化等の観点から、住商情報システムの事業基盤の更なる強化・拡充が必要との認識を持っていたとのことです。

一方、住商情報システムは、平成21年9月の業務・資本提携に向けた当社との間の基本合意書締結後の協議を通じ、当社との経営統合によって、お互いの人的・技術的リソースを集結し、事業基盤の更なる強化・拡大を図ることが、今後業界でのリーディングポジションを確立するために最善の選択肢であるとの考えに至ったとのことです。

そして、住友商事及び住商情報システムは、住友商事及び住商情報システムの企業価値向上の観点からは、本合併を実施する前提として、当社の大株主であるACA Iの保有する株式等を合理的な価格で本合併前に取得する必要があると判断し、ACA Iの間でも交渉を行ってきたとのことです。住友商事及び住商情報システムがACA I応募合意株式等を取得するためには、法の規定に従い公開買付けによる必要があることから、住友商事及び住商情報システムとACA Iは、平成23年2月24日付で本応募契約を締結することに合意し、住友商事及び住商情報システムは共同して本公開買付けを行うことを決議したとのことです。

住商情報システムと当社は、本公開買付け後は、本合併契約に基づき、本合併に係る手続を進めてまいります。

また、住友商事は、本合併の効力発生日において、吸収合併存続会社である住商情報システム（以下、本合併の効力発生後の住商情報システムを「合併新会社」といいます。）が、本合併によるシナジー効果を最大限に発揮し企業価値を向上させるには、住商情報システム及び当社が早期に経営統合を実現させ、いち早く合併新会社としての新たな成長戦略に注力することが重要であると考えており、そのことが住友商事の企業価値向上にもつながるものと認識しているとのことです。そのため、合併新会社に対しては、従来住商情報システムに行っていたのと同様に、住友商事が有する経営及び財務・リスク管理ノウハウにおける知見や、合併新会社に対しての取締役の派遣を含めた人材等の幅広い経営資源を積極的に提供して合併新会社を支援する方針とのことです。

添付資料によれば、合併新会社は住友商事の連結子会社となりますが、本合併後一定期間が経過した後においては、合併新会社の独立性の確保及び住友商事の総資産規模のコントロール（資産入替）並びに投資回収の観点から、住友商事は、今後筆頭株主の立場を維持しつつ、合併新会社を持分法適用会社とすることも有力な選択肢として検討しているとのことです。但し、当該方針は合併新会社の経営統合の進捗状況、本合併後のビジネス環境、株価動向及び、合併新会社の意向等の種々の要素を慎重に見極めた上で決定する必要があり、現時点で確定している事実はないとのことです。

なお、当社の取締役会は、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について、慎重に検討を行った結果、本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値の最大化に寄与するものであると判断し、平成23年2月24日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すること並びに本合併契約及び本統合契約の締結を決議いたしました。買付け等の価格については、前記「(2)意見の根拠及び理由①本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社の普通株式の市場価格より一定

のディスカウントを行った価格であり、また、当社独自の確認を行っていないことから、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様に判断を委ねることといたします。

(3) 上場廃止となる見込み及びその理由

公開買付者らがACAI応募合意株式等を取得するためには、法の規定に従い公開買付けによる必要があります。また、かかる公開買付けを実施する場合には、法の規定に従い、買付予定数の上限を設けることはできず、非応募合意株券等も本公開買付けの対象とする必要があります。添付資料によれば、本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限を上回った場合には、応募株券等の全部の買付けを行うが、本公開買付けは当社の普通株式及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の上場廃止を企図するものではないとのことです。但し、上記のとおり、公開買付者らは、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないとのことです。本公開買付けの結果次第では、当社の普通株式及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの完了時点で当該上場廃止基準に該当しない場合でも、「(4) 本公開買付け後の合併」に記載のとおり、住商情報システム及び当社は当社を吸収合併消滅会社とする本合併を実施することを企図していますので、当社の普通株式及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、平成23年9月28日をもって上場廃止となる予定です。なお、上場廃止後は、当社の普通株式及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債を東京証券取引所において取引することができなくなります。但し、当社の普通株式に対しては、本合併の効力発生日において、合併新会社の普通株式が割当て交付される予定ですが、合併新会社の普通株式は、本合併後も引き続き東京証券取引所において取引することができます。また、当社の第7回無担保転換社債型新株予約権付社債は、本合併に際して合併新会社に承継される予定であり、承継された合併新会社の新株予約権付社債は、平成23年10月1日に東京証券取引所に上場される予定です。

(4) 本公開買付け後の合併

住商情報システム及び当社は、前記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載のとおり、本公開買付けの成立等を条件として、平成23年6月に開催予定のそれぞれの定時株主総会における本合併契約の承認決議(注)を経て、同年10月1日付で合併することを予定しております。

(注) 上記承認決議に加え、当社においては、普通株主による種類株主総会、A種優先株主による種類株主総会、B種優先株主による種類株主総会、E種優先株主による種類株主総会及びF種優先株主による種類株主総会のそれぞれにおいて、本合併契約の承認決議が必要になります。但し、当社は、会社法第325条で準用する同法第319条第1項に基づく手続きにより、かかる種類株主総会の開催を省略することができます。

本合併契約で合意した本合併における普通株式に係る合併比率は、1対0.24であり、本合併の効力が発生した場合には、当社普通株式1株に対して、住商情報システムの普通株式0.24株が割当て交付されることとなります。本合併における合併比率は、当社が住商情報システムと合併することにより得られる相乗効果等を踏まえ、当社及び住商情報システムの証券取引所における市場株価を

重視し、住商情報システムと当社において協議・交渉した結果、決定したものです。

一方、添付資料によれば、本公開買付けの買付け等の価格については、公開買付者らとしては市場株価より一定のディスカウント価格で買付けを行いたいと考え、当社の大株主であるACA Iとの協議・交渉の結果、ACA Iとの合意に基づき決定した価格とのことです。

住商情報システムと当社は、本公開買付け開始から、現在予定している本合併の効力発生日までの本取引のスケジュールについて、以下のとおりとすることに合意しています。

(本取引の日程)

平成23年2月24日(木) 本合併契約締結(住商情報システム、当社)

(以下予定)

平成23年3月10日(木) 公開買付者らによる本公開買付け開始

平成23年3月31日(木) 株主総会基準日(住商情報システム、当社)(注)

平成23年4月11日(月) 本公開買付けの買付期間の終了

平成23年4月18日(月) 本公開買付けの決済の開始日

平成23年6月下旬 本合併契約承認株主総会(住商情報システム、当社)・
種類株主総会(当社)

平成23年9月28日(水) 当社の普通株式及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の
上場廃止日

平成23年10月1日(土) 本合併の効力発生日

(注) 本公開買付けにより住商情報システムが取得するF種優先株式については、住商情報システムが議決権を行使できるように、本公開買付けの決済日以降の日を本合併契約の承認及び本合併に必要な事項に関する承認に係るF種優先株主による種類株主総会の基準日とする予定です。また、本公開買付けにより住友商事が取得する当社の普通株式について、会社法第124条第4項の規定に基づき議決権を付与する予定はありません。

当社及び住商情報システムは、本合併による両社の統合の目的を迅速かつ円滑に推進することを目的として、統合に関する重要事項について協議し、両当事者間における一定のコンセンサスを形成するための機関として、共同で統合推進委員会を設置することに合意しております。

なお、本合併の効力発生日において、吸収合併存続会社である住商情報システムは、商号をS C S K株式会社と変更する予定です。

また、合併新会社の代表取締役には、以下の3名が就任する予定ですが、住友商事は合併新会社に対して取締役2名、監査役1名を派遣する予定です。なお、住友商事の派遣する役員以外の本合併の効力発生日における役員の構成は、代表取締役に加え、当社出身取締役5名、住商情報システム出身取締役5名、独立取締役1名、当社出身監査役2名、住商情報システム出身監査役2名、独立監査役1名の取締役16名、監査役6名となる予定です。

代表取締役社長 社長執行役員 中井戸信英
(現住商情報システム代表取締役会長兼社長 社長執行役員)
代表取締役 副社長執行役員 中西 毅 (現当社代表取締役社長 社長執行役員)
代表取締役 副社長執行役員 露口 章
(現住商情報システム代表取締役 副社長執行役員)

本合併の詳細につきましては、当社及び住商情報システムの平成23年2月24日付プレスリリース「住商情報システム株式会社と株式会社CSKの合併契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。

(5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社の取締役のうち1名が住友商事の従業員及び住商情報システムの従業員を兼務しております。また、ACA Iは、住商情報システム及び住友商事との間で本応募契約を締結しておりますが、当社の取締役のうち1名がACA Iの職務執行者を、1名がACA Iの代表社員であるACA株式会社の代表取締役を兼務しております。このような状況から、当社における本公開買付けを含む本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、当社は、利益相反を回避するための措置として、以下のような措置を講じております。

なお、住商情報システム、住友商事及びACA Iは、当社の本公開買付けを含む本取引に関する取締役会決議等の意思決定プロセスに関与していません。

① 独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するため、公開買付者ら及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する当社取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

② 利害関係のない取締役及び監査役全員による承認

当社取締役会は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言等を踏まえて、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について、慎重に検討してまいりました。その結果、本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値の最大化に寄与するものであると判断し、平成23年2月24日開催の当社取締役会においては、審議及び決議に参加した取締役（取締役8名中、出席取締役5名）の全会一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。なお、当社の取締役のうち公開買付者である住友商事の従業員及び住商情報システムの従業員を兼務している山崎弘之氏、ACA Iの代表社員であるACA株式会社の代表取締役を兼務している東明浩氏、並びにACA Iの職務執行者を兼務している堀江聡寧氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議に参加していません。また、同様の観点から、山崎弘之氏、東明浩氏、及び堀江聡寧氏は、本公開買付けを含む本取引に関するその他の審議及び決議に参加しておらず、当社の立場において公開買付者らとの協議及び交渉にも参加していません。また、かかる取締役

会に出席した監査役（監査役4名中、出席監査役3名）はいずれも、当社の取締役会が「本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様の判断に委ねる」旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べております。また、当社の監査役のうちACA Iの代表社員であるACA株式会社の監査役を兼務している石川岩雄氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、当該取締役会の本公開買付けを含む本取引に関する審議には参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。

(6) その他の措置

F種優先株式及び第7回新株予約権については、その内容として、譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとされており、また、ACA I、ACA株式会社及び当社との間で締結した平成21年9月8日付投資契約に基づき、ACA Iが、ACA I応募合意株式等を譲渡するためには、当社の承諾が必要であるとされています。当社は、平成23年2月24日開催の取締役会において、ACA IがACA I応募合意株式等を本公開買付けに応募し譲渡することについて必要となる当社の一切の承諾を行うことを決議いたしました。

3. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

添付資料によれば、公開買付者らはACA Iとの間で、ACA IがACA I応募合意株式等を本公開買付けに応募すること等を内容とする本応募契約を締結しているとのことです。なお、ACA I応募合意株式等には、ACA I及び三井住友ファイナンス&リース株式会社（以下「SMFL」といいます。）間で締結された平成21年9月28日付株式等質権設定契約に基づく質権（以下「本質権」といいます。）が設定されているとのことです。ACA Iは、SMFLとの間で本公開買付けの開始を条件として本質権を解除することに合意（以下「本質権解除合意」といいます。）しているとのことです。公開買付者らとACA Iは、ACA Iが本質権解除合意に基づきACA I応募合意株式等に設定された本質権を消滅させた上で、本公開買付けに応募することを合意しているとのことです。

添付資料によれば、本公開買付けにおける買付け等の価格は、本応募契約における合意を基準に決定しているとのことです。その詳細は、以下①のとおりとのことです。その他本応募契約の概要については、以下②以降に記載のとおりとのことです。

① 本公開買付けにおける買付け等の価格

添付資料によれば、公開買付者らは、ACA I応募合意株式等の譲渡対価について、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社普通株式の市場株価の動向並びに住友商事のフィナンシャル・アドバイザーで第三者算定機関である日興コーディアル証券株式会社（以下「日興コーディアル証券」といいます。）及び住商情報システムのフィナンシャル・アドバイザーで第三者算定機関である野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）からそれぞれ取得した株式価値算定書の算定結果等を総合的に勘案し、かつ、当社の大株主であるACA Iらとの間で協議・交渉を行い、本応募契約の締結に際して、普通株式の買付け等の価格を203円とすることに合意したとのことです。そして、F種優先株式については、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円を基準に、F種優先株式普通株式転換請求権が行使さ

れることによりF種優先株式1株を普通株式10,000株に転換したと仮定した場合に、普通株式の買付け等の価格と同価格になるように、買付け等の価格を2,030,000円とし、また、第7回新株予約権については本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円と当該各新株予約権の権利行使価格125円との差額である78円に、当該各新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数である100を乗じた金額である7,800円と合意したとのことです。

(注) 添付書類によれば、上記株式価値算定書においては、日興コーディアル証券は、市場株価法では330円～366円、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)では193円～373円と分析しており、また、野村証券は市場株価平均法では329円～367円、類似会社比較法では132円～251円、DCF法では145円～438円と分析しているとのことです。

なお、添付資料によれば、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円は、本公開買付けを決議した公開買付者らの取締役会開催日の前営業日である平成23年2月23日の当社普通株式の東京証券取引所における普通取引終値343円に対して40.82%(小数点以下第三位四捨五入)、平成23年2月23日までの過去1ヵ月間の普通取引終値の単純平均値355円(小数点以下四捨五入)に対して42.82%(小数点以下第三位四捨五入)、平成23年2月23日までの過去3ヵ月間の普通取引終値の単純平均値366円(小数点以下四捨五入)に対して44.54%(小数点以下第三位四捨五入)、平成23年2月23日までの過去6ヵ月間の普通取引終値の単純平均値330円(小数点以下四捨五入)に対して38.48%(小数点以下第三位四捨五入)のディスカウントをした金額となるとのことです。

また、公開買付者らは、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円を基準に、普通株式に換算した価格が普通株式の買付け等の価格と同価格になるように、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円に、額面金額である1,000,000円を2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額である2,937.5円で除して算出される数値を乗じた金額である69,107円を、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債1個当たり(額面金額である1,000,000円当たり)の買付け等の価格とすることを決定したとのことです。なお、当該買付け等の価格69,107円は、額面金額に対して93.09%(小数点以下第三位四捨五入)のディスカウントをした金額となりますが、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債は、本合併の効力発生前である平成23年9月2日に、額面金額で満期償還される予定です。

さらに、公開買付者らは、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円を基準に、普通株式に換算した価格が普通株式の買付け等の価格と同価格になるように、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円に、額面金額である1,000,000円を第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額である2,816.8円で除して算出される数値を乗じた金額である72,068円を、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債1個当たり(額面金額である1,000,000円当たり)の買付け等の価格とすることを決定したとのことです。当該買付け等の価格72,068円は、本公開買付けを決議した公開買付者らの取締役会開催日の前営業日である平成23年2月23日の第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の東京証券取引所における普通取引終値80円(額面金額である1,000,000円当たり800,000円)に対して90.99%(小数点以下第三位

四捨五入)のディスカウントをした金額となるとのことです。なお、本公開買付けが成立し、本合併の効力が発生した場合には、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債は、合併新会社の新株予約権付社債として承継される予定です。

② A C A I の応募の前提条件

添付資料によれば、本応募契約において、A C A I が本公開買付けに応募する前提条件として、当社の本公開買付けに対して賛同する旨の意見表明が変更又は撤回されていないこと、本合併契約が変更されることなく有効に存続していること、及びA C A I による応募がインサイダー取引規制違反とならないこと等が規定されているとのことです。

③ 本合併に関する株主総会（種類株主総会を含む）での議決権行使

添付資料によれば、本応募契約において、A C A I は、本公開買付けが成立した場合には、平成23年6月に開催予定の当社の定時株主総会及び種類株主総会における、A C A I 応募合意株式等に係る議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者らの選択に従い、①公開買付者ら又は公開買付者らの指定する者に対して包括的な代理権を授与するか又は②公開買付者らの指示に従って議決権を行使する旨規定されているとのことです。

また、本応募契約において、A C A I は、E種優先株式又は同優先株式について当社の普通株式を対価とする取得請求権が行使された後は当該取得請求権の行使により交付された当社の普通株式（以下「A C A I 継続保有株式」といいます。）を本合併の効力発生日まで譲渡その他の処分を行わないことに合意しているとのことです。また、A C A I は、A C A I 継続保有株式に係る議決権について、本合併契約の承認に関する当社の種類株主総会（本合併契約の承認に関する当社の株主総会においてA C A I 継続保有株式に係る議決権の行使が可能な場合には、当該株主総会を含みます。）（注）において、本合併契約を承認する議決権行使を行うことに合意しているとのことです。

（注） E種優先株式の保有者は、平成23年9月1日以降、当社の普通株式を対価とする取得請求権を行使することができるため、本合併契約の承認に関する当社の株主総会が平成23年9月1日以降に開催される場合、当該株主総会の日においてE種優先株式が普通株式に転換されている可能性があります。その場合、A C A I 継続保有株式の保有者が当該株主総会において議決権を有する可能性があります。

④ A C A I による第6回新株予約権の行使

添付資料によれば、A C A I は、第6回新株予約権の行使期間の満了日である平成23年3月31日までに、A C A I が保有する第6回新株予約権240,000個を行使し、当社普通株式24,000,000株の交付を受けた上で、当該普通株式24,000,000株を本公開買付けに応募することに合意しているとのことです。なお、A C A I は公開買付者らそれぞれと、第6回新株予約権への投資について平成21年9月28日付匿名組合契約を締結しており、公開買付者らは、当該匿名組合契約に基づきA C A I が第6回新株予約権を行使するために必要な資金（30億円）をA C A I に対して追加出資することに合意しているとのことです。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。
5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。
6. 公開買付者らに対する質問
該当事項はありません。
7. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。
8. 今後の見通し
本公開買付けが当社の平成 23 年 3 月期業績に与える影響は軽微です。

以上

(参考) 買付け等の概要【別添】

公開買付者らが本日公表した添付資料(「株式会社CSK株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」)をご参照下さい。

平成 23 年 2 月 24 日

各 位

会社名	住友商事株式会社
代表者名	取締役社長 加藤 進 (コード：8053、東証第 1 部)
問合せ先	広報部長 鈴木 久和 (TEL. 03-5166-3100)
会社名	住商情報システム株式会社
代表者名	代表取締役会長兼社長 中井戸 信英 (コード：9719、東証第 1 部)
問合せ先	広報・IR部長 三石 信広 (TEL. 03-5166-1150)

株式会社CSK株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

住友商事株式会社（以下「住友商事」といいます。）及び住商情報システム株式会社（以下「SCS」といいます。また、住友商事とSCSを併せて「公開買付者ら」といいます。）は、平成 23 年 2 月 24 日開催の両社の取締役会において、以下のとおり、株式会社CSK（銘柄コード 9737：東証第 1 部。以下「CSK」又は「対象者」といいます。）の株式等を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者らは、平成23年2月24日開催のそれぞれの取締役会において、合同会社ACAインベストメント（以下「ACA I」といいます。）が保有している対象者の普通株式（平成23年2月24日現在保有している対象者の普通株式（45,457,300株）に、第6回新株予約権（以下に定義します。）の行使と引き換えに交付される対象者の普通株式（24,000,000株）を加えた69,457,300株）（以下「ACA I 応募合意普通株式」といいます。）、F種優先株式（以下に定義します。）（5,000株）及び第7回新株予約権（以下に定義します。）（240,000個）（以下「ACA I 応募合意株式等」と総称します。）を取得することを目的として、公開買付者らが共同して本公開買付けを実施することを決議いたしました。本公開買付けは、ACA Iに本応募契約（以下に定義します。）上の重要な表明保証違反や義務違反がないこと、対象者又はその重要な子会社の財政状態、経営成績又はキャッシュフローに重大な悪影響を与える事由又は事象が生じていないこと等、本応募契約に定められる所定の事項を条件として開始いたします。

住友商事は子会社であるSCSの事業基盤強化を通じて、戦略的事業分野であるITサービス事業での競争力強化と住友商事グループの情報インフラの一層の高度化を図ることにより、その企業価値を向上させることを目的として、また、SCSは本公開買付け終了後に予定されているSCSと株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第1部に上場している対象者との間の合併

(以下「本合併」といいます。)によりITサービス業界でのリーディングカンパニーとなることでその企業価値を向上させることを目的として、ACA I 応募合意株式等を共同して取得することを決定しております。

また、SCSは対象者との間で、SCSと対象者が合併することを内容とする平成23年2月24日付合併契約(以下「本合併契約」といいます。)及び同日付統合契約(以下「本統合契約」といいます。)を締結しております。なお、本合併は、本公開買付けの成立等が条件となっております。本合併契約の内容につきましては、後記「(5) 本公開買付け後の合併」並びにSCS及び対象者の平成23年2月24日付プレスリリース「住商情報システム株式会社と株式会社CSKの合併契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、本公開買付けにおいて買付け等をする株券等の種類は以下のとおりです。

① 普通株式

② 優先株式

平成21年9月8日開催の対象者取締役会及び平成21年9月29日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行されたF種優先株式(以下「F種優先株式」といいます。)

③ 新株予約権

イ 平成21年9月8日開催の対象者取締役会及び平成21年9月29日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された第6回新株予約権(以下「第6回新株予約権」といいます。)

ロ 平成21年9月8日開催の対象者取締役会及び平成21年9月29日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された第7回新株予約権(以下「第7回新株予約権」といい、第6回新株予約権及び第7回新株予約権を「本新株予約権」と総称します。)

④ 新株予約権付社債

イ 平成15年8月18日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」といいます。)

ロ 平成18年7月11日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された株式会社CSK130%コールオプション条項付第7回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「第7回無担保転換社債型新株予約権付社債」といい、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債を「本新株予約権付社債」と総称します。)

(注1) 対象者は、上記以外に、以下の株券等を発行しております。

イ 平成21年9月8日開催の対象者取締役会及び平成21年9月29日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行されたA種優先株式(以下「A種優先株式」といいます。)
15,000株

ロ 平成21年9月8日開催の対象者取締役会及び平成21年9月29日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行されたB種優先株式(以下「B種優先株式」といいます。)
15,000株

ハ 平成21年9月8日開催の対象者取締役会及び平成21年9月29日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行されたE種優先株式(以下「E種優先株式」といいます。)
5,000株

(注2) A種優先株式及びB種優先株式については、いずれも、住友信託銀行株式会社、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行の4社でその発行済株式の全部を所有しております。当該株式については、本公開買付けにおいて当該株券等の買付

け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことに同意する旨の書面を上記4社から受領しておりますので、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の2第5項及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第8条5項3号の定める全部勧誘義務の対象外とすることのできる株券等を規定した発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第5条3項2号に該当することにより、本公開買付けにおいて買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘はいたしません。

(注3) E種優先株式については、ACA Iがその発行済株式の全部を所有しております。当該株式については、本公開買付けにおいて当該株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことに同意する旨の書面をACA Iから受領しておりますので、法第27条の2第5項及び令第8条5項3号の定める全部勧誘義務の対象外とすることのできる株券等を規定した府令第5条3項2号に該当することにより、本公開買付けにおいて買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘はいたしません。

(注4) 第6回新株予約権の行使期間は、後記「2. 買付け等の概要」の「(8) 決済の方法」の「②決済の開始日」に記載の本公開買付けの決済の開始日より前の日である平成23年3月31日に満了するため、本公開買付けにおいては、第6回新株予約権の応募の受付は行いません。第6回新株予約権は、ACA Iがその発行済新株予約権の全部を所有しており、後記「(3) 本公開買付けにおける買付け等の価格の決定及び公開買付者らと対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「④ACA Iによる第6回新株予約権の行使」に記載のとおり、ACA Iは、行使期間満了日（平成23年3月31日）までに第6回新株予約権を行使し、当該行使により発行又は移転された対象者の普通株式（24,000,000株）を本公開買付けに応募する予定です。

本公開買付けは、ACA Iが保有しているACA I応募合意株式等を公開買付者らが取得するために、公開買付者らとACA Iが合意した価格により買付け等を行うものであり、上述のとおり、A種優先株式、B種優先株式及びE種優先株式については、本公開買付けの対象には含めておりません。本公開買付けにおいて、ACA I応募合意株式等のうち、F種優先株式についてはSCSが、ACA I応募合意普通株式及び第7回新株予約権については住友商事が、それぞれ買付けを行うものとします。なお、住友商事は、本公開買付けにより第7回新株予約権を取得した場合には、本合併の効力発生日までに第7回新株予約権の全てを行使する予定です。

また、ACA Iが応募の合意をしている株券等以外の株券等、すなわち、ACA I応募合意普通株式以外の対象者の普通株式、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「非応募合意株券等」と総称します。）について応募があった場合には、これらについては住友商事が買付けを行います。なお、本公開買付けにおける買付け等の価格は、後記「(3) 本公開買付けにおける買付け等の価格の決定及び公開買付者らと対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「①本公開買付けにおける買付け等の価格」に記載のとおり、公開買付者らとACA Iとの合意により決定した価格（2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債については、当該合意により決定した普通株式の買付け等の価格を基準としたいわゆるパリティ価格）です。そして、対象者の普通株式及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債のいずれについても本公開買付けに関する決定（平成23年2月24日）前の市場価格からは大幅にディスカウントした価格となっており、また、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債は償還日が平成23年9月2日であるところ額面金額から大幅にディスカウントした価格となっておりますので、公開買付者らは、非応募合意株券等が本公開買付けに応募さ

れることは基本的には想定しておりません。なお、非応募合意株券等の応募があった場合において、本公開買付けを行った後における公開買付者らの株券等の所有割合、その他住友商事グループにおける資本政策等を総合的に検討し必要と認めた場合には、本公開買付けの買付け等の期間終了後本合併の効力発生日までの間に、SCSが、本公開買付けにより住友商事が取得した非応募合意株券等に相当する株券等の一部を住友商事から取得する可能性があります。かかる場合の譲渡価格は、本公開買付けにおける買付け等の価格と同額とする予定ですが、譲渡価格以外の条件については、本日現在具体的には決定しておりません。

本公開買付けにおいては、ACAI応募合意株式等に係る株券等の数（143,457,300株、なお、当該株券等の数の計算においては、F種優先株式は、平成25年3月以降F種優先株式1株につき普通株式10,000株の交付を請求できる取得請求権（以下「F種優先株式普通株式転換請求権」といいます。）が付されておりますので、F種優先株式1株を10,000株として株券等の数を計算しており、また、第7回新株予約権は、新株予約権の目的である株式の数が、1個当たり普通株式100株ですので、第7回新株予約権1個を100株として株券等の数を計算しております。）を買付予定数の下限として設定しておりますので、応募株券等の総数が143,457,300株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません（なお、F種優先株式には、F種優先株式普通株式転換請求権が付されているため、買付予定数の下限の達成を判断するにあたっては、F種優先株式1株を普通株式10,000株とみなして応募株券等の総数を計算します。また、第7回新株予約権及び本新株予約権付社債については、それぞれの新株予約権の目的である株式の数（第7回新株予約権については1個当たり100株、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については1個当たり340.425株、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債については1個当たり355.012株）を基準に、応募株券等の総数を計算します。）。公開買付者らは、ACAIとの間で、平成23年2月24日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結しており、ACAIはACAI応募合意株式等を本公開買付けに応募することについて合意しています。本応募契約の内容につきましては、後記「(3) 本公開買付けにおける買付け等の価格の決定及び公開買付者らと対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

なお、対象者公表の平成23年2月24日付「住友商事株式会社及び住商情報システム株式会社による当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について、慎重に検討を行った結果、本公開買付け及び本合併（以下、本公開買付けと本合併を総称して「本取引」といいます。）は対象者の企業価値の最大化に寄与するものであると判断し、平成23年2月24日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すること並びに本合併契約及び本統合契約の締結の決議を行ったとのことです。但し、対象者は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付け等の価格について第三者算定機関に株式価値評価を依頼しておらず、本公開買付けの買付け等の価格が対象者の公正な株式価値を反映したものであるかどうかの独自の確認を行っていないとのことです。そして、対象者プレスリリースによれば、買付け等の価格については対象者の普通株式の市場価格より一定のディスカウントを行った価格であり、また、上記のとおり対象者独自の確認を行っていないことから、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

住友商事は、情報産業分野において幅広いビジネスを展開しておりますが、ITサービス事業では本公開買付けの共同買付者であるSCSを中核事業会社として位置付け、従来より同社の独立性を尊重しつつ、同社の成長に向け経営を支援してまいりました。

SCSは、住友商事の子会社として昭和44年に設立された情報サービス事業者で、平成元年に東京証券取引所市場第2部に上場し、平成3年には同第1部に指定されました。平成17年8月には同じく住友商事の子会社であった住商エレクトロニクス株式会社と合併し、事業領域の拡充を図っております。また、対象者とは、平成21年9月に業務・資本提携に向けた基本合意書を締結しています。

対象者は、昭和43年に設立された独立系大手の情報サービス事業者で、昭和57年に東京証券取引所市場第2部に上場し、昭和60年には同第1部に指定されました。対象者によれば、近年は本業である情報サービス事業に加え、証券事業や不動産事業にも進出し、多角化を進めていましたが、平成21年3月期決算において不動産証券化ビジネス等の金融サービス事業の不振で多額の損失を計上したとのことです。そして、平成21年7月にアント・コーポレートアドバイザー株式会社（現ACA株式会社）との間で結んだ基本合意に基づき、資本増強を実施の上、証券事業や不動産事業からの撤退、情報サービス事業への回帰を軸とした経営再建に取り組んできたとのことです。現在は、純粋持株会社であった株式会社CSKホールディングスにコア事業を吸収合併し、事業持株会社である株式会社CSKとして事業・収益基盤の拡充を図っているとのことです。

日本の情報サービス産業は、企業業績の改善とともに徐々に回復基調に転じるとみられているものの、マクロ経済の不透明感が依然払拭できない中、その回復はゆるやかな基調を描くと思われまます。また、中長期のトレンドは、過去の成長ステージから成熟化ステージへの移行期であり、特に国内市場においてはその傾向が強くなってきています。また、企業活動のあらゆる場面でITの活用が進むにつれて、ITサービスはその多様化・複雑化が進んできております。その一方で、各顧客企業におけるIT投資に対するニーズも、これまでの業績の確保を目的としたコスト削減のためのIT投資から、生産性の向上、そして競争優位性の確保を目的とした戦略的IT投資への取り組みが増えるとともに、企業活動のグローバル化の進展に伴って、ITシステムについてもグローバル体制の構築が強く求められる状況になってきております。

一方、競争環境については、国内ITサービス専門の企業間の競争はもとより、ITハードベンダーによるITサービス分野強化による競合、さらにはインド・中国も含めたグローバルな競争環境への対応など競争が一層激化しております。また、これら事業環境、競争環境の変化を反映した業界再編の動きも活発化することが見込まれるなど、産業構造の変化が予見される新たなステージとなりつつある状況となっております。

このような事業環境の見通しを踏まえ、住友商事は、戦略的事業分野であるITサービス事業への取り組み強化、及び住友商事グループがグローバル競争を勝ち抜くために必要な情報インフラの一段の高度化等の観点から、SCSの事業基盤の更なる強化・拡充が必要との認識を持っておりました。

一方、SCSは、平成21年9月の業務・資本提携に向けた対象者との間の基本合意書締結後の協議を通じ、対象者との経営統合によって、お互いの人的・技術的リソースを集結し、事業基盤の更なる強化・拡大を図ることが、今後業界でのリーディングポジションを確立するために最善の選択肢であるとの考えに至りました。

そして、住友商事及びSCSは、住友商事及びSCSの企業価値向上の観点からは、本合併を実施する前提として、対象者の大株主であるACA Iの保有する株式等を合理的な価格で本合併前に取得する必要があると判断し、ACA Iとの間でも交渉を行ってまいりました。住友商事及びSCSがACA I応募合意株式等を取得するためには、法の規定に従い公開買付けによる必要があることから、住友商事及びSCSとACA Iは、平成23年2月24日付で本応募契約を締結することに合意し、住友商事及びSCSは共同して本公開買付けを行うことを決議いたしました。

SCSと対象者は、本公開買付け後は、本合併契約に基づき、本合併に係る手続を進めてまいります。

また、住友商事は、本合併の効力発生日において、吸収合併存続会社であるSCS（以下、本合併の効力発生後のSCSを「合併新会社」といいます。）が、本合併によるシナジー効果を最大限に発揮し企業価値を向上させるには、SCS及び対象者が早期に経営統合を実現させ、いち早く合併新会社としての新たな成長戦略に注力することが重要であると考えており、そのことが住友商事の企業価値向上にもつながるものと認識しております。そのため、合併新会社に対しては、従来SCSに行っていたのと同様に、住友商事が有する経営及び財務・リスク管理ノウハウにおける知見や、合併新会社に対しての取締役の派遣を含めた人材等の幅広い経営資源を積極的に提供して合併新会社を支援する方針です。

なお、合併新会社は住友商事の連結子会社となりますが、本合併後一定期間が経過した後においては、合併新会社の独立性の確保及び住友商事の総資産規模のコントロール（資産入替）並びに投資回収の観点から、住友商事は、今後筆頭株主の立場を維持しつつ、合併新会社を持分法適用会社とすることも有力な選択肢として検討しております。但し、当該方針は合併新会社の経営統合の進捗状況、本合併後のビジネス環境、株価動向及び合併新会社の意向等の種々の要素を慎重に見極めた上で決定する必要があり、現時点で確定している事実はございません。

（3）本公開買付けにおける買付け等の価格の決定及び公開買付者らと対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者らはACA Iとの間で、ACA IがACA I応募合意株式等を本公開買付けに応募すること等を内容とする本応募契約を締結しております。なお、ACA I応募合意株式等には、ACA I及び三井住友ファイナンス&リース株式会社（以下「SMFL」といいます。）間で締結された平成21年9月28日付株式等質権設定契約に基づく質権（以下「本質権」といいます。）が設定されていますが、ACA Iによれば、ACA Iは、SMFLとの間で本公開買付けの開始を条件として本質権を解除することに合意（以下「本質権解除合意」といいます。）しているとのことです。公開買付者らとACA Iは、ACA Iが本質権解除合意に基づきACA I応募合意株式等に設定された本質権を消滅させた上で、本公開買付けに応募することを合意しています。

本公開買付けにおける買付け等の価格は、本応募契約における合意を基準に決定しておりますが、その詳細は、下記「①本公開買付けにおける買付け等の価格」のとおりです。また、本応募契約の概要その他の公開買付者らとACA Iとの合意内容については、下記「②ACA Iの応募の前提条件」以降に記載のとおりです。

① 本公開買付けにおける買付け等の価格

公開買付者らは、ACAI応募合意株式等の譲渡対価について、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向並びに住友商事のフィナンシャル・アドバイザーで第三者算定機関である日興コーディアル証券株式会社（以下「日興コーディアル証券」といいます。）及びSCSのフィナンシャル・アドバイザーで第三者算定機関である野村證券株式会社（以下「野村証券」といいます。）からそれぞれ取得した株式価値算定書の算定結果等を総合的に勘案し、かつ、対象者の大株主であるACAIとの間で協議・交渉を行い、本応募契約の締結に際して、普通株式の買付け等の価格を203円とすることに合意いたしました。そして、F種優先株式については、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円を基準に、F種優先株式普通株式転換請求権が行使されることによりF種優先株式1株を普通株式10,000株に転換したと仮定した場合に、普通株式の買付け等の価格と同価格になるように、買付け等の価格を2,030,000円とし、また、第7回新株予約権については本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円と当該各新株予約権の権利行使価格125円との差額である78円に、当該各新株予約権1個当たりの目的となる対象者普通株式の数である100を乗じた金額である7,800円と合意いたしました。

（注） 上記株式価値算定書においては、日興コーディアル証券は、市場株価法では330円～366円、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）では193円～373円と分析しており、また、野村証券は市場株価平均法では329円～367円、類似会社比較法では132円～251円、DCF法では145円～438円と分析しております。詳細は、後記「2. 買付け等の概要」「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」をご参照ください。

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円は、本公開買付けを決議した公開買付者らの取締役会開催日の前営業日である平成23年2月23日の対象者普通株式の東京証券取引所における普通取引終値343円に対して40.82%（小数点以下第三位四捨五入）、平成23年2月23日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値355円（小数点以下四捨五入）に対して42.82%（小数点以下第三位四捨五入）、平成23年2月23日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値366円（小数点以下四捨五入）に対して44.54%（小数点以下第三位四捨五入）、平成23年2月23日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値330円（小数点以下四捨五入）に対して38.48%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをした金額となります。

また、公開買付者らは、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円を基準に、普通株式に換算した価格が普通株式の買付け等の価格と同価格になるように、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円に、額面金額である1,000,000円を2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額である2,937.5円で除して算出される数値を乗じた金額である69,107円を、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債1個当たり（額面金額である1,000,000円当たり）の買付け等の価格とすることを決定しております。なお、当該買付け等の価格69,107円は、額面金額に対して93.09%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをした金額となりますが、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債は、本合併の効力発生前である平成23年9月2日に、額面金額で満期償還される予定です。

さらに、公開買付者らは、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円を基準に、普通株式に換算した価格が普通株式の買付け等の価格と同価格になるように、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円に、額面金額である1,000,000円を第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額である2,816.8円で除して算出される数値を乗じた金額である72,068円を、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債1個当たり（額面金額である

1,000,000円当たり)の買付け等の価格とすることを決定しております。当該買付け等の価格72,068円は、本公開買付けを決議した公開買付者らの取締役会開催日の前営業日である平成23年2月23日の第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の東京証券取引所における普通取引終値80円(額面金額である1,000,000円当たり800,000円)に対して90.99%(小数点以下第三位四捨五入)のディスカウントをした金額となります。なお、本公開買付けが成立し、本合併の効力が発生した場合には、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債は、合併新会社の新株予約権付社債として承継される予定です。

② ACAIの応募の前提条件

本応募契約において、ACAIが本公開買付けに応募する前提条件として、対象者の本公開買付けに対して賛同する旨の意見表明が変更又は撤回されていないこと、本合併契約が変更されることなく有効に存続していること、及びACAIによる応募がインサイダー取引規制違反とならないこと等が規定されております。

③ 本合併に関する株主総会(種類株主総会を含む)での議決権行使

本応募契約において、ACAIは、本公開買付けが成立した場合には、平成23年6月に開催予定の対象者の定時株主総会及び種類株主総会における、ACAI応募合意株式等に係る議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者らの選択に従い、①公開買付者ら又は公開買付者らの指定する者に対して包括的な代理権を授与するか又は②公開買付者らの指示に従って議決権を行使する旨規定されております。

また、本応募契約において、ACAIは、E種優先株式又は同優先株式について対象者の普通株式を対価とする取得請求権が行使された後は当該取得請求権の行使により交付された対象者の普通株式(以下「ACAI継続保有株式」といいます。)を本合併の効力発生日まで譲渡その他の処分を行わないことに合意しています。また、ACAIは、ACAI継続保有株式に係る議決権について、本合併契約の承認に関する対象者の種類株主総会(本合併契約の承認に関する対象者の株主総会においてACAI継続保有株式に係る議決権の行使が可能な場合には、当該株主総会を含みます。)(注)において、本合併契約を承認する議決権行使を行うことに合意しています。

(注) E種優先株式の保有者は、平成23年9月1日以降、対象者の普通株式を対価とする取得請求権を行使することができるため、本合併契約の承認に関する対象者の株主総会が平成23年9月1日以降に開催される場合、当該株主総会の日においてE種優先株式が普通株式に転換されている可能性があります。その場合、ACAI継続保有株式の保有者が当該株主総会において議決権を有する可能性があります。

④ ACAIによる第6回新株予約権の行使

ACAIは、第6回新株予約権の行使期間の満了日である平成23年3月31日までに、ACAIが保有する第6回新株予約権240,000個を行使し、対象者普通株式24,000,000株の交付を受けた上で、当該普通株式24,000,000株を本公開買付けに応募することに合意しています。なお、ACAIは公開買付者らそれぞれと、第6回新株予約権への投資について平成21年9月28日付匿名組合契約を締結しており、公開買付者らは、当該匿名組合契約に基づきACAIが第6回新株予約権を行使するために必要な資金(30億円)をACAIに対して追加出資することに合意しています。

(4) 対象者における措置

対象者の取締役のうち1名が住友商事の従業員及びSCSの従業員を兼務しております。また、ACAIは、SCS及び住友商事との間で本応募契約を締結しておりますが、対象者の取締役のうち1名がACAIの職務執行者を、1名がACAIの代表社員であるACA株式会社の代表取締役を兼務しております。

対象者によれば、上記のような状況から、対象者における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、対象者は、利益相反を回避するための措置として、以下「① 独立した法律事務所からの助言」及び「② 利害関係のない取締役及び監査役全員による承認」のような措置を講じているとのことです。また、対象者は、本公開買付けに際して、以下「③ 対象者によるその他の決議等」の決議を行っているとのことです。

なお、対象者によれば、SCS、住友商事及びACAIは、対象者の本公開買付けを含む本取引に関する取締役会決議等の意思決定プロセスに関与していないとのことです。

① 独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するため、公開買付者ら及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

② 利害関係のない取締役及び監査役全員による承認

対象者によれば、対象者取締役会は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言等を踏まえて、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について、慎重に検討したとのことです。その結果、本公開買付けを含む本取引は対象者の企業価値の最大化に寄与するものであると判断し、平成23年2月24日開催の対象者取締役会においては、審議及び決議に参加した取締役（取締役8名中、出席取締役5名）の全会一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者によれば、対象者の取締役のうち公開買付者である住友商事の従業員及びSCSの従業員を兼務している山崎弘之氏、ACAIの代表社員であるACA株式会社の代表取締役を兼務している東明浩氏、並びにACAIの職務執行者を兼務している堀江聡寧氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議に参加していないとのことです。また、同様の観点から、山崎弘之氏、東明浩氏、及び堀江聡寧氏は、本公開買付けを含む本取引に関するその他の審議及び決議に参加しておらず、対象者の立場において公開買付者らとの協議及び交渉にも参加していないとのことです。

対象者によれば、かかる取締役会に出席した監査役（監査役4名中、出席監査役3名）はいずれも、対象者の取締役会が「本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様の判断に委ねる」旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。また、対象者の監査役のうちACAIの代表社員であるACA株式会社の監査役を兼務している石川岩雄氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、当該取締役会の本公開買付けを含む本取引に関する審議には参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのことです。

③ 対象者によるその他の決議等

F種優先株式及び第7回新株予約権については、その内容として、譲渡による取得については、対象者取締役会の承認を要するものとされており、また、ACA I、ACA株式会社及び対象者との間で締結した平成21年9月8日付投資契約に基づき、ACA Iが、ACA I応募合意株式等を譲渡するためには、対象者の承諾が必要であるとされています。対象者によれば、平成23年2月24日開催の取締役会において、対象者はACA IがACA I応募合意株式等を本公開買付けに応募し譲渡することについて必要となる対象者の一切の承諾を行うことを決議したとのことです。

(5) 本公開買付け後の合併

SCS及び対象者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」及び「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、本公開買付けの成立等を条件として、平成23年6月に開催予定のそれぞれの定時株主総会における本合併契約の承認決議(注)を経て、同年10月1日付で合併することを予定しております。

(注) 上記承認決議に加え、対象者においては、普通株主による種類株主総会、A種優先株主による種類株主総会、B種優先株主による種類株主総会、E種優先株主による種類株主総会及びF種優先株主による種類株主総会のそれぞれにおいて、本合併契約の承認決議が必要になります。但し、対象者は、会社法第325条で準用する同法第319条第1項に基づく手続により、かかる種類株主総会の開催を省略することができます。

本合併契約で合意した本合併における普通株式に係る合併比率は1対0.24であり、本合併の効力が発生した場合には、対象者普通株式1株に対して、SCSの普通株式0.24株が割当て交付されることとなります。本合併における合併比率は、対象者がSCSと合併することにより得られる相乗効果等を踏まえ、対象者及びSCSの東京証券取引所における市場株価を重視し、SCSと対象者において協議・交渉した結果、決定したものです。

一方、本公開買付けの買付け等の価格については、公開買付者らとしては市場株価より一定のディスカウント価格で買付けを行いたいと考え、対象者の大株主であるACA Iとの協議・交渉の結果、ACA Iとの合意に基づき決定した価格となります。

SCSと対象者は、本公開買付け開始から、現在予定している本合併の効力発生日までの本取引のスケジュールについて、以下のとおりとすることに合意しています。

(本取引の日程)

平成23年2月24日(木) 本合併契約締結(SCS、対象者)

(以下予定)

平成23年3月10日(木) 公開買付者らによる本公開買付け開始

平成23年3月31日(木) 株主総会基準日(SCS、対象者)(注)

平成23年4月11日(月) 本公開買付けの買付期間の終了

平成23年4月18日(月) 本公開買付けの決済の開始日

平成23年6月下旬 本合併契約承認株主総会(SCS、対象者)・種類株主総会(対象者)

平成23年9月28日(水) 対象者の普通株式及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の上場廃止日

平成23年10月1日(土) 本合併の効力発生日

(注) 本公開買付けによりＳＣＳが取得するＦ種優先株式については、ＳＣＳが議決権を行使できるように、本公開買付けの決済日以降の日を本合併契約の承認及び本合併に必要な事項に関する承認に係るＦ種優先株主による種類株主総会の基準日とする予定です。また、本公開買付けにより住友商事が取得する対象者の普通株式について、会社法第124条第4項の規定に基づき議決権を付与する予定はございません。

ＳＣＳ及び対象者は、本合併による両社の統合の目的を迅速かつ円滑に推進することを目的として、統合に関する重要事項について協議し、両当事者間における一定のコンセンサスを形成するための機関として、共同で統合推進委員会を設置することに合意しております。

なお、本合併の効力発生日において、吸収合併存続会社であるＳＣＳは、商号をＳＣＳＫ株式会社と変更する予定です。

また、合併新会社の代表取締役には、以下の3名が就任する予定ですが、住友商事は合併新会社に対して取締役2名、監査役1名を派遣する予定です。なお、住友商事の派遣する役員以外の本合併の効力発生日における役員の構成は、代表取締役に加え、ＳＣＳ出身取締役5名、対象者出身取締役5名、独立取締役1名、ＳＣＳ出身監査役2名、対象者出身監査役2名、独立監査役1名の取締役16名、監査役6名となる予定です。

代表取締役社長	社長執行役員	中井戸信英 (現ＳＣＳ代表取締役会長兼社長 社長執行役員)
代表取締役	副社長執行役員	中西 毅 (現対象者代表取締役社長 社長執行役員)
代表取締役	副社長執行役員	露口 章 (現ＳＣＳ代表取締役 副社長執行役員)

本合併の詳細につきましては、ＳＣＳ及び対象者の平成23年2月24日付プレスリリース「住商情報システム株式会社と株式会社ＣＳＫの合併契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

公開買付者らがＡＣＡＩ応募合意株式等を取得するためには、法の規定に従い公開買付けによる必要があります。また、かかる公開買付けを実施する場合には、法の規定に従い、買付予定数の上限を設けることはできず、非応募合意株券等も本公開買付けの対象とする必要があります。本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限を上回った場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。本公開買付けは対象者の普通株式及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の上場廃止を企図するものではありません。但し、上記のとおり、公開買付者らは、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの完了時点で当該上場廃止基準に該当しない場合でも、その後上記「(5) 本公開買付け後の合併」に記載のとおり、ＳＣＳ及び対象者は対象者を吸収合併消滅会社とする本合併を実施することを企図していますので、対象者の普通株式及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、平成23年9月28日をもって上場廃止となる予定です。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債を東京証券取引所において取引することができなくなります。なお、対象者の普通株式に対しては、本合併の効力発生日におい

て、合併新会社の普通株式が割当て交付される予定ですが、合併新会社の普通株式は、本合併後も引き続き東京証券取引所において取引することができます。また、対象者の第7回無担保転換社債型新株予約権付社債は、本合併に際して合併新会社に承継される予定であり、承継された合併新会社の新株予約権付社債は、平成23年10月1日に東京証券取引所に上場される予定です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社CSK																				
② 所 在 地	東京都港区南青山二丁目26番1号 CSK青山ビル																				
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中西 毅																				
④ 事 業 内 容	BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）事業、ITマネジメ ント事業、システム開発事業、プリペイドカード事業、その他の事業																				
⑤ 資 本 金	96,225百万円（平成22年12月31日現在）																				
⑥ 設 立 年 月 日	昭和43年10月7日																				
⑦ 大株主及び持株比率 （平成22年9月30日現在）	<table border="1"> <tr> <td>合同会社ACAインベストメンツ</td> <td>36.48%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>4.37%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>4.07%</td> </tr> <tr> <td>CSKグループ社員持株会</td> <td>3.55%</td> </tr> <tr> <td>JPMorgan証券株式会社</td> <td>2.47%</td> </tr> <tr> <td>日本生命保険相互会社</td> <td>1.87%</td> </tr> <tr> <td>資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)</td> <td>1.85%</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社</td> <td>1.48%</td> </tr> <tr> <td>SOCIETE GENERALE, PARIS（常任代理人香港上海銀行東京支店）</td> <td>1.22%</td> </tr> <tr> <td>野村信託銀行株式会社(投信口)</td> <td>0.83%</td> </tr> </table>	合同会社ACAインベストメンツ	36.48%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4.37%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.07%	CSKグループ社員持株会	3.55%	JPMorgan証券株式会社	2.47%	日本生命保険相互会社	1.87%	資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	1.85%	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	1.48%	SOCIETE GENERALE, PARIS（常任代理人香港上海銀行東京支店）	1.22%	野村信託銀行株式会社(投信口)	0.83%
合同会社ACAインベストメンツ	36.48%																				
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4.37%																				
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.07%																				
CSKグループ社員持株会	3.55%																				
JPMorgan証券株式会社	2.47%																				
日本生命保険相互会社	1.87%																				
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	1.85%																				
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	1.48%																				
SOCIETE GENERALE, PARIS（常任代理人香港上海銀行東京支店）	1.22%																				
野村信託銀行株式会社(投信口)	0.83%																				
⑧ 公開買付者らと対象者の関係	<table border="1"> <tr> <td>資 本 関 係</td> <td>公開買付者らと対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。 また、公開買付者らの関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>人 的 関 係</td> <td>対象者の取締役である山崎弘之氏は住友商事及びSCSの従業員です。また、公開買付者らの関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>取 引 関 係</td> <td>SCSと対象者との間には年間数億円程度の取引はございますが、公開買付者らと対象者との間には、重要な取引関係はありません。 また、公開買付者らの関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td> <td>対象者は、公開買付者らの関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、公開買付者らの関連当事者には該当しません。</td> </tr> </table>	資 本 関 係	公開買付者らと対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。 また、公開買付者らの関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。	人 的 関 係	対象者の取締役である山崎弘之氏は住友商事及びSCSの従業員です。また、公開買付者らの関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。	取 引 関 係	SCSと対象者との間には年間数億円程度の取引はございますが、公開買付者らと対象者との間には、重要な取引関係はありません。 また、公開買付者らの関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、公開買付者らの関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、公開買付者らの関連当事者には該当しません。												
資 本 関 係	公開買付者らと対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。 また、公開買付者らの関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。																				
人 的 関 係	対象者の取締役である山崎弘之氏は住友商事及びSCSの従業員です。また、公開買付者らの関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。																				
取 引 関 係	SCSと対象者との間には年間数億円程度の取引はございますが、公開買付者らと対象者との間には、重要な取引関係はありません。 また、公開買付者らの関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。																				
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、公開買付者らの関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、公開買付者らの関連当事者には該当しません。																				

(2) 日程等

① 日程

取 締 役 会 決 議	平成23年2月24日（木曜日）
公 開 買 付 開 始 公 告 日	平成23年3月10日（木曜日）
公 告 掲 載 新 聞 名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。

	(電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成23年3月10日(木曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成23年3月10日(木曜日)から平成23年4月11日(月曜日)まで(22営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成23年4月21日(木曜日)までとなります。

(3) 買付け等の価格

① 普通株式 1株につき金203円

② F種優先株式 1株につき金2,030,000円

③ 第7回新株予約権 1個につき金7,800円

④ 新株予約権付社債

イ 2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 1個(額面100万円)につき金69,107円

ロ 第7回無担保転換社債型新株予約権付社債 1個(額面100万円)につき金72,068円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(i) 普通株式

公開買付者らは、ACAI応募合意株式等の譲渡対価について、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向並びに住友商事のフィナンシャル・アドバイザーで第三者算定機関である日興コーディアル証券及びSCSのフィナンシャル・アドバイザーで第三者算定機関である野村証券からそれぞれ取得した株式価値算定書の算定結果等を総合的に勘案し、かつ、対象者の大株主であるACAIとの間で協議・交渉を行い、本応募契約の締結に際して、普通株式の買付け等の価格を203円とすることに合意いたしました。

なお、日興コーディアル証券及び野村証券の株式価値の算定の結果は以下のとおりです。

日興コーディアル証券は、市場株価法及びDCF法の各手法によって、対象者の株式価値の算定を行い、住友商事は日興コーディアル証券から平成23年2月23日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受けました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 330円～366円

DCF法 193円～373円

a) 市場株価法

市場株価法に関しては、平成23年2月23日を算定基準日として、対象者が平成23年2月7日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表していることから、平成23年2月8日から算定基準日まで

の期間、算定基準日から遡る1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間における東京証券取引所市場第1部における対象者株式の終値平均値に基づき、普通株式1株当たりの価値の範囲を330円から366円までと分析しています。なお、各採用期間及び採用期間別の1株当たり株式価値は以下のとおりです。

株価採用期間		1株当たり株式価値
平成23年2月8日以降	平成23年2月8日～平成23年2月23日	341円
1ヶ月平均株価	平成23年1月24日～平成23年2月23日	355円
3ヶ月平均株価	平成22年11月24日～平成23年2月23日	366円
6ヶ月平均株価	平成22年8月24日～平成23年2月23日	330円

b) DCF法

DCF法に関しては、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成23年3月期第4四半期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式の1株当たり価値の範囲を193円から373円までと分析しています。

また、野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法によって、対象者の株式価値の算定を行い、SCSは野村證券から平成23年2月23日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受けました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	329円～367円
類似会社比較法	132円～251円
DCF法	145円～438円

a) 市場株価平均法

市場株価平均法に関しては、以下の各期間及び期日における東京証券取引所市場第1部における対象者普通株式の終値又はその平均値に基づき、普通株式1株当たりの価値の範囲を329円から367円までと分析しています。

株価採用期間及び期日		1株当たり株式価値
算定基準日	平成23年2月21日	355円
直近1週間平均	平成23年2月15日～平成23年2月21日	344円
直近1ヶ月平均	平成23年1月24日～平成23年2月21日	357円
直近3ヶ月平均	平成22年11月22日～平成23年2月21日	367円
直近6ヶ月平均	平成22年8月23日～平成23年2月21日	329円

b) 類似会社比較法

類似会社比較法に関しては、対象者と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務

指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を132円から251円までと分析しています。

c) DCF法

DCF法に関しては、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成23年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式の1株当たり価値の範囲を145円から438円までと分析しています。

公開買付者らは、取得した株式価値算定書の上記各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュール・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し、かつ、対象者の大株主であるACAIと協議・交渉を行った結果、最終的に平成23年2月24日開催のそれぞれの取締役会において、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格を1株当たり203円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円は、本公開買付けを決議した公開買付者らの取締役会開催日の前営業日である平成23年2月23日の対象者普通株式の東京証券取引所における普通取引終値343円に対して40.82%（小数点以下第三位四捨五入）、平成23年2月23日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値355円（小数点以下四捨五入）に対して42.82%（小数点以下第三位四捨五入）、平成23年2月23日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値366円（小数点以下四捨五入）に対して44.54%（小数点以下第三位四捨五入）、平成23年2月23日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値330円（小数点以下四捨五入）に対して38.48%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをした金額となります。

(ii) F種優先株式

本公開買付けの対象となるF種優先株式は、普通株式に転換可能な取得請求権がついております。F種優先株式は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円を基準に、F種優先株式普通株式転換請求権が行使されることによりF種優先株式1株を普通株式10,000株に転換したと仮定した場合に、普通株式の買付け等の価格と同価格になるように、買付け等の価格を2,030,000円と決定しております。

(iii) 第7回新株予約権

本公開買付けの対象となる第7回新株予約権は、既に行使期間が開始しており、また本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格が権利行使価格を上回っていることから、第7回新株予約権の買付け等の価格を、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円と当該各新株予約権の権利行使価格125円との差額である78円に、当該各新株予約権1個当たりの目的となる対象者普通株式の数である100を乗じた金額である7,800円と決定しております。

(iv) 2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円を基準に、普通株式に換算した価格が普通株式の買付け等の価格と同価格になるように、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円に、額面金額である1,000,000円を2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額である2,937.5円で除して算出される数値を乗じた金額である69,107円を、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債1個当たり（額面

金額である1,000,000円当たり)の買付け等の価格とすることを決定しております。なお、当該買付け等の価格69,107円は、額面金額に対して93.09% (小数点以下第三位四捨五入)のディスカウントをした金額となりますが、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債は、本合併の効力発生前である平成23年9月2日に、額面金額で満期償還される予定です。

(v) 第7回無担保転換社債型新株予約権付社債

第7回無担保転換社債型新株予約権付社債は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円を基準に、普通株式に換算した価格が普通株式の買付け等の価格と同価格になるように、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円に、額面金額である1,000,000円を第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額である2,816.8円で除して算出される数値を乗じた金額である72,068円を、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債1個当たり(額面金額である1,000,000円当たり)の買付け等の価格とすることを決定しております。当該買付け等の価格72,068円は、本公開買付けを決議した公開買付者らの取締役会開催日の前営業日である平成23年2月23日の第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の東京証券取引所における普通取引終値80円(額面金額である1,000,000円当たり800,000円)に対して90.99% (小数点以下第三位四捨五入)のディスカウントをした金額となります。なお、本公開買付けが成立し、本合併の効力が発生した場合には、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債は、合併新会社の新株予約権付社債として承継される予定です。

② 算定の経緯

(買付価格の決定にかかる経緯)

S C Sは、平成21年9月の業務・資本提携に向けた対象者との間の基本合意書締結後の協議を通じ、対象者との経営統合によって、お互いの人的・技術的リソースを集結し、事業基盤の更なる強化・拡大を図ることが、今後業界でのリーディングポジションを確立するために最善の選択肢であるとの考えに至りました。

そして、住友商事及びS C Sは、住友商事及びS C Sの企業価値向上の観点からは、本合併を実施する前提として、対象者の大株主であるA C A Iの保有する株式等を合理的な価格で本合併前に取得する必要があると判断し、A C A Iの間でも交渉を行ってまいりました。公開買付者らは、かかる対象者の大株主であるA C A Iと協議・交渉を含め、以下の経緯により本公開買付けにおける買付け等の価格を決定いたしました。

(i) 第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者らは、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格の決定に当たり、それぞれ、第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーから提出された株式価値算定書を参考にいたしました。

住友商事は、フィナンシャル・アドバイザーで第三者算定機関である日興コーディアル証券より提出された株式価値算定書を参考にしました。日興コーディアル証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法及びD C F法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値算定を行い、住友商事は平成23年2月23日に株式価値算定書を取得いたしました。また、住友商事は日興コーディアル証券から本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

S C Sは、フィナンシャル・アドバイザーで第三者算定機関である野村証券より提出された株式価

値算定書を参考にしました。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値算定を行い、SCSは平成23年2月23日に株式価値算定書を取得いたしました。また、SCSは野村證券から本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(ii) 当該意見の概要

日興コーディアル証券は、市場株価法では330円～366円、DCF法では193円～373円と分析しております。

野村證券は市場株価平均法では329円～367円、類似会社比較法では132円～251円、DCF法では145円～438円と分析しております。

(iii) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者らは、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し、かつ、対象者の大株主であるACA Iとの協議・交渉の結果、最終的に平成23年2月24日開催のそれぞれの取締役会において本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格を203円と決定いたしました。

また、公開買付者らは、上記の普通株式の買付け等の価格を踏まえ、平成23年2月24日開催のそれぞれの取締役会において本公開買付けにおけるF種優先株式、第7回新株予約権、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の買付け等の価格を、それぞれ以下のとおり決定しております。

本公開買付けにおけるF種優先株式の買付け等の価格については、上記「①算定の基礎」の「(ii) F種優先株式」に記載したとおり、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円を基準に、普通株式に換算した価格が普通株式の買付け等の価格と同価格になるように、買付け等の価格を2,030,000円と決定しております。

本公開買付けにおける第7回新株予約権の買付け等の価格については、上記「①算定の基礎」の「(iii) 第7回新株予約権」に記載したとおり、第7回新株予約権は、既に行使期間が開始しており、また本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格が権利行使価格を上回っていることから、第7回新株予約権の買付け等の価格を、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円と当該各新株予約権の権利行使価格125円との差額である78円に、当該各新株予約権1個当たりの目的となる対象者普通株式の数である100を乗じた金額である7,800円と決定しております。

本公開買付けにおける2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の買付け等の価格については、上記「①算定の基礎」の「(iv) 2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に記載したとおり、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円を基準に、普通株式に換算した価格が普通株式の買付け等の価格と同価格になるように買付け等の価格を69,107円とすることを決定しております。

本公開買付けにおける第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の買付け等の価格については、上記「①算定の基礎」の「(v) 第7回無担保転換社債型新株予約権付社債」に記載したとおり、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円を基準に、普通株式に換算した価格が普通株式の買付け等の価格と同価格になるように買付け等の価格を72,068円とすることを決定しております。なお、本公開買付けが成立し、本合併の効力が発生した場合には、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債は、合併新会社の新株予約権付社債として承継される予定です。

なお、公開買付者らは、本公開買付けにおけるF種優先株式、第7回新株予約権、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者からの評価書は取得していません。

③ 算定機関との関係

住友商事のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である日興コーディアル証券と、SCSのフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村証券は、公開買付者らの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
143,457,300株	143,457,300株	一株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（143,457,300株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、F種優先株式には、F種優先株式普通株式転換請求権が付されているため、買付予定数の下限の達成を判断するにあたっては、F種優先株式1株を普通株式10,000株とみなして応募株券等の総数を計算します。また、第7回新株予約権及び本新株予約権付社債については、それぞれの新株予約権の目的である株式の数（第7回新株予約権については1個当たり100株、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については1個当たり340.425株、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債については1個当たり355.012株）を基準に、応募株券等の総数を計算します。なお、買付予定数及び買付予定数の下限は、ACA I 応募合意株式等（ACA I 保有の対象者普通株式（45,457,300株）、第6回新株予約権の行使と引き換えに交付される対象者の普通株式（24,000,000株）、F種優先株式（5,000株）及び第7回新株予約権（240,000個）にかかる株券等の数（F種優先株式1株を普通株式10,000株とみなして計算しております。）です。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数は、対象者が平成23年2月10日に提出した第43期第3四半期報告書（以下「対象者第43期第3四半期報告書」といいます。）に記載された平成22年12月31日現在の発行済普通株式総数（125,747,714株）に、公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式の最大数（48,000,000株）、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式の最大数（7,418,553株）及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式の最大数（12,425,447株）を加え、対象者第43期第3四半期報告書に記載された対象者が保有する平成22年12月31日現在の自己株式数（14,273株）を控除した普通株式数（193,577,441株）、及びF種優先株式（5,000株、F種優先株式普通株式転換請求権を考慮して普通株式に換算した株式数は50,000,000株）の合計数（上記F種優先株式の換算後で、243,577,441株）になります。

(注5) 公開買付期間末日までに本新株予約権又は本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発

行される可能性のある対象者の普通株式についても本公開買付けの対象とします。

- (注6) 本公開買付けは、ACA Iが保有しているACA I応募合意株式等を公開買付者らが取得するために、公開買付者らとACA Iが合意した価格により買付けを行うものであり、ACA I応募合意株式等のうち、F種優先株式についてはSCSが、ACA I応募合意普通株式及び第7回新株予約権については住友商事が、それぞれ買付けを行うものとします。また、非応募合意株券等について応募があった場合には、これらについては住友商事が買付けを行います。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者らの 所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	未定	(買付け等前における株券等所有割合 未定)
買付予定の株券等に 係る議決権の数	1,434,573個	(買付け等後における株券等所有割合 64.12%)
対象者の総株主等の議決権の数	1,246,201個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(143,457,300株)に係る議決権の数(潜在株券等であるF種優先株式及び第7回新株予約権に係る議決権の数(740,000個)を含みます。)を記載しております。

- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、本日現在未定ですが、公開買付期間開始日である平成23年3月10日までに調査の上開示する予定です。

- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第43期第3四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としており、また、第6回新株予約権については本公開買付期間中に行使されることが予定されているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第43期第3四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の発行済普通株式総数(125,747,714株)から対象者第43期第3四半期報告書に記載された対象者が保有する平成22年12月31日現在の自己株式数(14,273株)を控除した株式数(125,733,441株)に係る議決権の数(1,257,334個)に、第6回新株予約権(240,000個)の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式の議決権の最大数(240,000個)を加えた数である1,497,334個を「対象者の総株主等の議決権の数」とし、買付予定の株券等に含まれる潜在株券等であるF種優先株式及び第7回新株予約権に係る議決権の数(740,000個)を加えた2,237,334個を分母として計算しております。

- (注4) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 26,122 百万円

- (注) 買付代金には、ACA I応募合意株式等(普通株式:69,457,300株、F種優先株式:5,000株、第7回新株予約権:240,000個)に係る買付代金(各株式等の数に買付け等の価格(普通株式:1株当たり203円、F種優先株式:1株当たり2,030,000円、第7回新株予約権:1個あたり7,800円)を乗じた金額の合計額)を記載しております。但し、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行いますので、本公開買付けにおける買付代金の最大額は、①対象者第43期第3四半期報告書に記載された平成23年2月10日現在の発行済普通株式総数(125,747,714株)に、公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式の最大数(48,000,000株)を加え、対象者第43期第3四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の対象者が保有する自己株式数(14,273株)を控除した普通株式数(173,733,441株)に普通株式の買付け等の価格を乗じた金額、②対象者第43期第3四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の個数(21,792個)に同社債の買付け等の価格(69,107円)を乗じた金額、③対象者第43期第3四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の個数(35,000個)に同社債の買付け等の価格(72,068円)を乗じた金額及び④F種優

先株式の発行済株式数(5,000株)にF種優先株式の買付け等の価格(2,030,000円)を乗じた金額の合計額(①ないし④の合計額)である、49,446百万円になります。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成23年4月18日(月曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成23年4月28日(木曜日)となります。

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します(公開買付け代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます)。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます。(送金手数料がかかる場合があります。)

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合は、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。普通株式については、応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。)

優先株式については、株券等の応募に際して提出された「株式登録証明書」及び「株主名簿名義書換請求書」を応募株主の指示により応募株主の住所へ郵送により返還します。

新株予約権については、新株予約権の応募に際して提出された書類をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の応募に際して提出された書類をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

第7回無担保転換社債型新株予約権付社債については、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債券は応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還するか、又は、当該第7回無担保転換社債型新株予約権付社債券が応募の時点において公開買付け代理人により保管されていた場合は、応募が行われた時の保管の状態に戻します。本件振替新株予約権付社債については応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。(本件振替新株予約権付社債を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。)

(9) その他買付け等の条件及び方法

- ① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（143,457,300株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（143,457,300株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、F種優先株式には、F種優先株式普通株式転換請求権が付されているため、買付予定数の下限の達成を判断するにあたっては、F種優先株式1株を普通株式10,000株とみなして応募株券等の総数を計算します。また、第7回新株予約権及び本新株予約権付社債については、それぞれの新株予約権の目的である株式の数（第7回新株予約権については1個当たり100株、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については1個当たり340.425株、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債については1個当たり355.012株）を基準に、応募株券等の総数を計算します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イないしリ及びマないしソ、第2号、第3号イないしチ及びヌ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、以下の事項のいずれかに該当する場合はいいます。

- (i) 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合
- (ii) 対象者の重要な子会社に令第14条第1項第3号イからリまでに掲げる事実が発生した場合

また、公開買付期間（延長した場合も含みます。）満了の前日までに、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）第49条第5項に基づく排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間（独占禁止法第10条第9項）が終了しない場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。）に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付

期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ジョイを経由して応募された契約の解除をする場合は、野村ジョイのホームページ (<https://www.nomurajoy.jp/>) に記載される方法によって公開買付期間末日の15時30分までに解除手続を行ってください。なお、公開買付者らは、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者らの負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

- (i) 本書の配布は、一定の法域においては法律により制約される場合があります。本書を入手する方におかれましては、かかる制約について自ら了知しこれを遵守することが要求されることをご承知おきください。
- (ii) 本公開買付けに関連する事項で、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下「英国」といいます。）の国内で若しくは同国内から行われ、又は同国に関係するものについては、適用のある英国2000年金融サービス市場法の規定が遵守される必要があります。本書及び関連するその他の文書又は資料による情報伝達は、英国2000年金融サービス市場法第21条の目的において授権された者によって行われるものではなく、本書は当該授権された者によって承認されたものではありません。従って、本書及び関連するその他の文書又は資料は、英国の一般国民に対しては配付されず、また回覧されてはなりません。本書及び関連するその他の文書又は資料による情報伝達は、(a) 英国外の者、(b) (2000年金融サービス市場法（金融営業活動）2005年命令（以後の改正を含み、以下「金融営業活動命令」といいます。）第19(5)条に定義される) 投資専門家、若しくは金融営業活動命令第43条及び第49条に該当する者、又は金融営業活動命令のもとで本書を適法に伝達することができるその他の者、又は(c) その他本書を適法に伝達することができる者（これらを総称して、以下「適格当事者」といいます。）のみに宛てられ又は向けられています。適格当事者のみが、本書及び関連するその他の文書又は資料を入手することができ、また、その対象となる取引に参加又は関与することができ、適格当事者以外の者は本書に基づき行為し又は本書に依拠することはできません。

- (iii) 本書は、本書に関連する普通株式、本新株予約権若しくは新株予約権付社債の買付けの申込み又は売付けの申込みの勧誘を違法とする法域においてはかかる申込み又は勧誘を構成するものではなく、かかる申込み又は勧誘を違法とする法域においては、当該普通株式の株主、本新株予約権者及び新株予約権付社債の社債権者からの本公開買付けにおける当該普通株式、本新株予約権又は新株予約権付社債の応募は承諾されません。
- (iv) 本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は日本における常任代理人）は、公開買付者らに対し、以下の旨の表明及び保証を行うものとみなされます。
 - i. 当該応募株主等に対して本公開買付けに関する勧誘を行うことが適用証券法令において違法ではないこと。
 - ii. 当該応募株主が、(a) 英国外の者、(b)（金融営業活動令第 19(5) 条に定義される）投資専門家に該当する者、金融営業活動令第 43 条若しくは第 49 条に該当する者、又は金融営業活動命令のもとで本書を適法に伝達することができるその他の者、又は(c) その他本書を適法に伝達することができる者、のいずれかに該当すること。

(10) 公開買付開始公告日

平成 23 年 3 月 10 日（木）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針」、「(5) 本公開買付け後の合併」及び「(6) 上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について、慎重に検討を行った結果、本公開買付けを含む本取引は対象者の企業価値の最大化に寄与するものであると判断し、平成 23 年 2 月 24 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すること並びに本合併契約及び本統合契約の締結の決議を行ったとのことです。但し、対象者は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付け等の価格について第三者算定機関に株式価値評価を依頼しておらず、本公開買付けの買付け等の価格が対象者の公正な株式価値を反映したものであるかどうかの独自の確認を行っていないとのことです。そして、対象者プレスリリースによれば、買付け等の価格については対象者の普通株式の市場価格より一定のディスカウントを行った価格であり、また、上記のとおり対象者独自の確認を行っていないことから、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

S C S 及び対象者は、本合併に関して、平成 23 年 2 月 24 日付で、本合併契約及び本統合契約

を締結しております。本合併の詳細につきましては、SCS及び対象者の平成23年2月24日付プレスリリース「住商情報システム株式会社と株式会社CSKの合併契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以 上

【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（平成 23 年 2 月 24 日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から 12 時間を経過するまでは、対象者の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、公開買付者らは一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者ら又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者らが有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者ら又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。